

(案)

(追加資料)

府消委第 号
平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会委員長 河上 正二

答 申 書

平成28年11月7日付け消表対第1461号をもって当委員会に諮問のあった「家庭用品品質表示法第3条第1項の規定に基づき定める家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項の変更について」は、家庭用品品質表示法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

ただし、本案を含め、同法の運用に当たっては下記の事項に十分留意し、同法に基づく表示制度が、消費者にとって理解のしやすい制度となるよう努めること。

記

1. 今般の告示の改正は、広範囲の改正であることから、表示方法の改正による消費者の混乱や誤認を招かないよう、新しい制度の施行前に消費者に対して十分な説明を行う等、丁寧な周知を図ること。その際、改正部分のみならず、表示方法の意味するところを消費者が正しく理解できるよう説明を尽くすこと。
2. 国際的な基準に準拠した表示方法については、消費者が当該表示方法を正しく知ることにより、国内外の製品を購入する際に、当該製品の品質等を適切に評価することができる側面がある。そのため、消費者が表示を十分に理解できるよう、積極的に広報を行うこと。
3. 消費者の製品選択及びより良い製品利用に資するよう、製品に使用されている材料の性質等に関する、取扱上の留意点やアレルギー等安全性に関する情報を、積極的に消費者に提供する自主的な取組を、事業者に対して促すこと。

以上